

令和6年度 神戸市立灘さくら支援学校いじめ基本方針

1. 本校の教育方針

教育理念

ともに学び ともに育ち 自分らしく生きる
(共生社会の一員として生きる力を育成し、個性の伸長を図る)

◎学校教育目標

- (1) 集団や社会の中で仲間と共に学ぶ児童生徒を育てる。
- (2) 自分と向き合い、自ら考え、判断し、意欲的に活動する児童生徒を育てる。
- (3) 家庭や地域の中で自分の役割を果たそうとする児童生徒を育てる。

○学部目標

【小学部】

- (1) 仲間とすごす楽しさや喜びを味わい、人とのびのびかかわる児童を育てる。
- (2) 自分の好きなことや得意なことを見つけ、わくわく遊び、学ぶ児童を育てる。
- (3) 身近な人とふれあうなかで自分らしさに気づき、いきいき活動する児童を育てる。

【中学部】

- (1) 仲間を大切にし、認め合いながら共に学ぶ生徒を育てる。
- (2) さまざまな経験を通して自分と向き合い、自ら選択決定し、活動する生徒を育てる。
- (3) 家庭や地域の中で周りとのつながりを意識し、自分らしさを実現する生徒を育てる。

【高等部】

- (1) 仲間と学び合いながら関わりを深め、自ら発信する生徒を育てる。
- (2) 社会に活かせる思考力や判断力を培い、個性を大切にする生徒を育てる。
- (3) 自分の役割を実践し、生きがいをもって、自ら地域社会とかかわる生徒を育てる。

2. いじめに関する基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

上記をいじめの定義とし、神戸市いじめ三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。

3. 基本的な対応方針

(1) 未然防止

校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、生活指導担当、学部世話係、学年世話係、学年生活指導係、養護教員、必要に応じてスクールカウンセラー等を構成員としたいじめ対策検討委員会を設置すると共に、より細かな情報を得るため、いじめ問題対策委員会を毎月実施する。以下の内容を主な役割とし、未然防止に努める。

- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童生徒、保護者への対応等について協議し合う。なお、いじめに関する情報については、児童生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行う。

(2) 早期発見、早期対応

- ・児童生徒の様子を担当はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童生徒には、積極的に声掛けを行い、安心感を持たせる。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや、相談することの大切さを児童生徒に伝える。
- ・いじめられている児童生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応する。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は管理職及び生活指導担当に連絡・報告すると共に、いじめ問題対策委員会、生徒指導連絡会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援と、いじめを行った児童生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、東部少年サポートセンターと連携して対処する。

(3) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、関係機関との連携を進める。

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用する生徒がいた場合には、個別にインターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、生徒や保護者に啓発する。

4. 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ・いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

5. その他

学校評価等の結果を踏まえるとともに校内のいじめ対策検討委員会によって、適宜基本方針を見直し、必要があると認められるときは改訂する。